

保護者の皆様へ

島根県外から島根県内の県立高校への
入学を検討されている中学校3年生及び
義務教育学校9年生の保護者の皆様

島根県教育委員会

「県立高校における生徒一人一台端末の購入についての大切な
お知らせ」について

島根県教育委員会では別添のチラシ（県立高校における生徒一人一台端末の購入についての大切なお知らせ）のとおり、令和4年度の県立高校入学生から、県が斡旋するパソコン端末をご購入いただき、生徒一人一台端末を活用した学びを進めております。

このチラシに記載している手続きについては、期限を設けていますが、島根県外から島根県内の県立高校に入学される生徒に関しては、随時手続きの受付を行いますので、期限にかかわらず申請をお願いします。

島根県の県立高校の入学を検討中で、「奨学金制度（要件なし）」や「貸出用端末の貸与制度（要件あり）」の活用をご希望される場合には可能な限り早期に手続きを進めていただくと、余裕をもって準備を進めることができます。

仮に、奨学金及び貸出用端末の貸与予定者として決定している場合で最終的に島根県外の高等学校へ進学することとなった場合には、島根県育英会（0852-28-1981）または、島根県教育庁教育連携推進課（0852-22-6428）へその旨電話連絡をいただければ取り消しの処理をいたしますので、島根県の県立高校へ進学をお考えで、制度の活用を希望される方は早期の手続きをお願いします。